

沖縄の軍事基地と地域社会 (4)

—北部の軍用地と自治組織—

佛敎大学大学院 牧野芳子

1. 目的

沖縄本島北部の軍用地の中には、戦前、大半がかつて地域(区・旧字)の入会山、すなわち共有地であり、登記は町村で公有地だが使用権は住民にあるとしている地域がある。そのため、戦後入会山が軍用地に変わってからは、所有権のある町村と使用権のある住民とで、その軍用地に支払われる軍用地料が折半されており、この権利を主張する住民の中には権利者団体を組織しているところもある。本報告では、このような特色を持つ北部の軍用地が地域の自治に及ぼしている影響を、土地の所有や軍用地接収の過程、人口移動といった歴史的背景を踏まえつつ分析する。

2. 方法

北部の中から、特に地域の自治に関わる組織(自治体・自治会等)と共有地・権利者団体との関係が明確な金武町、同様の形態が見られる宜野座村、恩納村の3町村を調査し、得られた知見を用いる。まず、先行研究や、町村誌・字誌といった地域ならではの文献資料にもとづき、地域の歴史的背景や軍用地の接収過程、戦前から今に至る、土地と住民との関わりを把握する。そこに、対象となる自治体、町村内の各区長、権利者団体へのインタビュー等の結果を重ね合わせながら分析する。

3. 結果

3町村では、共有地に軍事基地が出来たことにより土地が利益を生み、新旧住民の権利の境界が明確になった。北部の軍用地料は巨額なだけに新旧住民の分断や同じ権利者の中での差別、軍用地料への依存など深刻な問題を生み出している。また、現代において住民の移動や土地所有がより自由になると地域の成員が変化して、旧来の住民のみによる権利の維持は難しくなり、権利をめぐる裁判も起きている。それに対し、基礎自治体である3町村、区や字自治会のような住民の組織、旧来の権利とそれに伴う共有財産を管理する権利者団体はそれぞれの立場で、「区の法人化」「地域自治の基本構想の策定」「団体規約の改定」など様々な工夫をしている。

4. 結論

土地所有に関する旧慣や区・字自治会・権利者団体のメンバーシップに関する閉鎖的な規約などが今でも存在する北部の町村では、軍事基地を受け入れたことによって、それらがより強化される反面、変化も余儀なくされている。そうしたコンフリクトを抱えつつ、現代的には不合理ともいえるこれらの旧慣や規約を通すことによって、行政に頼らず、父祖伝来の土地と住民関係すなわち地域を守り維持存続させ続けようとする、住民による自治への強い意識と、軍用地料による結びつきだけではない住民関係の強さがあると考えられる。

文献

- ・来間泰男 2013 『沖縄の米軍基地と軍用地料』 榕樹書林
- ・田里友哲 1983 『論集 沖縄の集落研究』 離宇宙社
- ・仲間勇栄 1984 『沖縄林野制度利用史研究』 ひるぎ社
- ・『配分金等請求訴訟事件— 杣山・区有地裁判記録集』 2012 並里財産管理会・並里区事務所(金武町)